

関係公立小中養護学校・幼稚園PTA会長 各位

群馬県PTA安全互助会 理事長 松島 宏明
群馬県小中学校PTA連合会 会長 木村 滋洸

群馬県PTA安全互助会の見舞金適用範囲の拡大について(通知)

最近の全国的な小学生誘拐殺人事件等の頻発が大きな社会問題になっております。このような危険性は本県においても例外ではなく、学校、PTA、地域が一体となって児童生徒の安全対策を講じなければならない状況となっております。

このような状況の中で、PTA主催の安全パトロール等が重要視され、多くの単位PTAにおいて実施していることも事実です。しかし、その過程で関係者に発生した事故に対する安全互助会の見舞金の適用範囲の拡大について、PTA関係者から強い要望が出てまいりました。

そこで、群馬県PTA安全互助会としましては、会員の要望に応えるため、下記のとおり適用範囲を拡大する緊急措置をとることになりましたので、関係各単位PTAにおいては、この趣旨をご理解の上、事故発生時の見舞金の手続き等について、遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1. PTA行事に参加するために、会員が家庭のやむを得ない事情により、学齢前の幼児を連れてくる場合があります。この幼児の安全について細心の注意を払ったにもかかわらず、傷害事故が起きた場合は、会員と同様の基準で見舞金を支払うことができます。
2. PTA活動の一環として実施する「安全パトロール」において、会員外の地域の人に協力要請した場合に起きた傷害事故については、下記の条件で見舞金を支払うことができます。
 - (1)PTA活動の一環として実施するPTA主催のいわゆる「安全パトロール」であること。
 - (2)安全パトロールの範囲は、当該PTAの学区内であること。
 - (3)時間帯は、登下校時等の一定の時間にPTA活動として一斉に実施された時間内であること。
 - (4)会員外の地域の人とは、PTA会長が文書をもって協力要請し、協力者名簿に登載された人であること。この場合、安全互助会の要請に応じて、協力者名簿を提出するものとします。
 - (5)見舞金は、会員と同様の基準で支払われるものとします。
3. 「総合的な学習の時間」の実施にPTA会員が協力した場合は、本会の見舞金制度が適用になることは周知のことと思いますが、これに会員外の地域の人を協力を依頼する場合があります。
この場合、単位PTAの会則において、PTA会員以外の者を、本会の賛助会員として会費を納入していれば、傷害見舞金の対象とすることができることは、従来もすでに実施していますが、念のためお知らせします。ただし、賛助会員の名簿を作成し、本会の求めに応じ名簿を提出するものとします。

なお、本緊急措置は、試行期間として平成18年1月10日～3月末日とし、個々の傷害事故見金請求に対する適用の判断は、本会の審査会により決定するものとします。

おって、この緊急措置の内容に関する安全互助会規約等の改正については、3月10日の安全互助会理事会に上程し理事会での決定をもって、4月1日から正式決定となる予定であることを申し添えます。

本通知に関する問い合わせ先

群馬県PTA安全互助会事務局 前橋市文京町2-28-21 027-224-2816 FAX027-223-8938

UR T <http://www.gunma-pta.gr.jp> e-mail gozyokai@gunma-pta.gr.jp